

# 令和7年度 第1回 首里城公園管理体制構築検討委員会 議事概要版

日時：令和7年10月3日（金）13時30分～15時30分

場所：沖縄県市町村自治会館2階 202・203会議室

※以下は、意見内容を踏まえて分類・整理しているため、発言順ではない部分もある。

## 1. 首里城公園管理体制構築検討状況について【資料1】

- 体制に関する記載が複数あり、全体像が分かりにくい。リスクアセスメント体制、防災・防火評価委員会、自己点検など、仕組みが重複・輻輳している印象を受ける。これらの相互の関係や違いが分かるように示したほうがよい。（委員）
- イベント開催時は特別な防災対応が求められる。正殿竣工後のオープニングイベントなど、次年度以降に予定される行事も見据え、イベント時にどのように体制が機能し、運用されるかを検討しておくことが重要である。（委員）

## 2. 防災設備等の運用体制【資料2・参考資料2-1・参考資料2-2】

### （1）防災設備等の運用体制【資料2】

- 正殿内部で火災が発生した場合は火の回りが早く、対応が複雑になるため、初動対応にあたるスタッフがチームとして連携するための具体的な方法を整理する必要がある。車いす使用者対応2名、初期消火2名という体制では対応は難しいと考える。避難計画上は、短時間で避難できると思うが、実際の避難時は混乱・パニックを起こさせないことが最も重要である。（委員）
- イーバックチェアは訓練が必要である。全員が一律に初期消火やイーバックチェア対応を行うのではなく、役割分担を明確にしたほうがよい。そのうえで、どういうシナリオで避難させ、チームとしてどのように動くかを整理しておく必要がある。（委員）
- 正殿内部で火災が発生した場合、2階からの避難では車いす使用者がボトルネックとなる可能性がある。健常者は自発的に避難し、車いす使用者は一時待避場所に誘導・待機させるシナリオ・手順で整理すれば、4名体制でも対応可能と思われる。（委員）
- 必要な人数を配置するところからがスタート。全員が初期消火や避難誘導などすべての対応を行うのは現実的ではなく、配置される人数に応じて、誰がどの役割を担うのかを明確に整理しておくことが重要である。（委員）
- 正殿内部の対応人員について、役割分担をする旨、初期消火・避難誘導のどちらも対応できるよう訓練をする旨を記載すれば誤解のない表現になると思う。（委員）
- 正殿完成時に、図上と実地訓練を合わせてしたことが重要である。本日の議論でいえば、人員配置が現状で十分か、あるいは不足しているのかといった点の検証が必要である。図上チェックだけでなく現地訓練など、現場に落とし込むプロセスを怠らないようにする旨を示すのがよいと思う。（委員長）
- 建築審査会にかける段階でどう火災対応するかは詳しく検討されている。その内容が十分

に引き継がれていないのではないか。その段階で否定されている投てき消火剤等が復活しているのは何故なのか。また、消火器の取り扱いも含めて、訓練を継続してやらなければ意味がない。(委員)

## ①現地視察を受けて

- 午前の視察時の説明では、初期消火班及び避難誘導班といった明確な役割分担のもとで訓練は対応されており、いずれの役割にも対応できるよう訓練していることを伺った。県として指導できるようにしないといけないと感じている。(委員)
- 消防OBが参加し、主体的に訓練を実施しているとの報告があった。スタッフ全員が屋内消火栓を使用できる状態を維持できれば、他の委員が懸念している課題にも十分対応可能である。このような訓練体制を継続していることは非常によい。(委員)
- 正殿完成後の待機列については暑熱対策を講じる必要がある。(委員長)

## ②グリッドマップについて

- グリッドマップの対象範囲はどこまでか、地震時などに関係者以外の一般利用者も活用対象とするのか。(委員)
  - グリッドマップは発災時に防災センターと現場、消防との連絡・情報共有を行うためのものであり、公園利用者を対象とはしていない。(県)
- 大船渡市の林野火災の対応でグリッドマップを活用したら意思疎通が取れたという事例があるので、とても有効と考える。(委員)
- グリッドマップの運用に関して、グリッドごとに把握しても実際には屏や区画で分断される箇所があるため、防災対応者が現地で位置関係を確認することが必要。(委員)

## (2)管理運営の仕組みの見直し【資料3】

- 指定管理者制度の問題の本質は、(経済的合理性に敏感な民間に安全管理を含めた)施設の運営を一括して全て委ねるという(点にあり、通常の施設であれば問題ないが、首里城のような文化財では、経済的合理性を優先させるあまり安全性が損なわれる可能性があるという)点にある。このことと県の技術蓄積や業務継続性の問題は別であり、それは県が指定管理者を入札によって決めるというルールを採用していることに起因する。入札制である以上、現在有効に機能している人材やノウハウが落札結果により継承されないリスクがあるため、引継ぎと継承の仕組みを設ける必要がある。(委員)
- 指定管理の仕様発注内容については、受託者としての業務範囲や責任を明確化すること、そして、一番重要なのは、これを委託した沖縄県において、委託した業務がきちんと行われているかどうか、自ら責任をもって点検することである。外部委員会がモニタリングをするとしても、そこに自己点検の責任を丸投げするのではなく、それはあくまでサポートであるとして体制を構築することが重要。(委員)
- 公募スケジュールについて、指定管理者が変更となった場合にR8年4月の運用開始へ対応できるか懸念があり、半年程度の引継ぎ期間を確保するなどスケジュールを再検討すべきではないか。(委員)
- 引継ぎに際して、防災関係の仕様発注を踏まえた新たな引継方法を検討すべき。(委員)

- ・指定管理者が変更した場合、現行と同水準の対応ができるのか、準備期間におけるモニタリング実施も検討する必要がある。(委員)
- ・通常の訓練に加え、利用者がいる中での抜き打ち訓練を実施し、県が指定管理者を対象にモニタリングする形が望ましい。県が実施した検査については第三者委員会がその妥当性を確認する仕組みとし、役割分担を明確にするのがよい。(委員)
- ・体制チェックは県が主体的に行い、その検査結果について第三者委員会が評価・助言を行う形とするなど、役割分担の精査を行うのがよい。(委員)

以上